

こうけんで こうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2020年9月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

8月は梅雨明けと同時に待ってましたとばかりの猛暑日に連日見舞われ、最高気温 40℃を超える地域が出るなど、体にこたえる暑さで人間がしてきた産業重視の姿勢を振り返る勇気を持たなければならないと今更ながら痛感させられました。皆さま、熱中症対策はしっかりされましたでしょうか？また、コロナが追い打ちをかけるように蔓延し、すぐ近くに迫ってきているんだと戦々恐々とする毎日です。

そんな中でも後見人になってほしい…というお話しはどんどん舞い込んできます。ただ、私の受任する案件は比較的財産規模が大きく、財産管理が複雑、初動でいきなり家族の相続がからんでいる案件が多いです。勿論そうでない案件でも喜んでお受けしています。今回の後見DE貢献でご紹介している市民後見人はまさに財産規模が比較的小さく、収支も安定していて単純、どちらかというご本人の心身の状態や生活の状況に配慮し、生活や療養等に関する法律行為を行うことがメインになります。

超高齢社会となっていく今後、社会貢献をしたいと願う倫理観の強い市民後見人の方が増えていくことを強く願ってやみません。

～市民後見人について～



市民後見人の特徴・・・本人と同じ地域で生活している市民であることから、地域の社会資源についてよく把握しています。また、本人と同じ生活者として市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行えるという点で強みがあると言えます。市民後見人はビジネスとして後見業務を行うのではないため、生活保護受給者など後見報酬をほとんど期待できない案件についても対応可能となります。

ただし、市民後見人は専門的な知識（特に法律的な知識）が十分でないことが多いゆえ、個人単独で後見事務を行うのではなく後見実施機関（成年後見センター）、社協、専門職と連携してサポートを受けたり、それらに監督人になってもらったり、あるいは市民後見法人などのメンバーとして活躍するなど専門性を高め、不正を防ぐ体制を作る必要があります。

① 個人受任型

市町村が登録市民を家庭裁判所に推薦し、家庭裁判所が選任、その登録市民が市町村の支援を受けて後見事務を行う形態です。

この形態の場合社協など後見実施機関が監督人となる、あるいは登録市民と専門職との複数後見の形で市町村や実施機関のサポートを受けながら実際の事務を行うのが一般的です。



★IKUKO★

② 支援員型

社協などの後見実施機関が法人として後見を受任し、登録市民は社協などと契約を結んだ上で後見支援員などとして後見事務に携わる形態です。

また、社協の日常生活自立支援事業の生活支援員として経験を積んだ後で、後見支援員として活動する場合もあります。

★ミニ情報★

LINE公式アカウント
を取得しました。



友だち登録をぜひ
よろしくお願い致し
ます(◡◡) (><)

任意後見制度とは・・・

「今は元気だけど将来が心配。もしも判断能力が不十分になったら…信頼できる特定の人に支援してもらいたい」
そんな時に利用できる制度が**任意後見制度**です。

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

では、いつから任意後見制度がスタートするのでしょうか？

次回は～いつから効力を持つの？任意後見制度の特徴～です

YouTube

国松偉公子の
相続相談室

